

令和3年度 第3回 長野市社会福祉審議会 会議録

日 時 令和4年2月8日(火) 午後1時～午後2時
会 場 長野市役所 第二庁舎10階 講堂
出席者 委員23名 うちオンライン(Zoom)による参加者9名(欠席者4名)
事務局7名

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 諮 問

4 議 事

(1) 副委員長選出

(2) 答申事項

ア 第四次長野市地域福祉計画について

(2福政第 155 号令和2年6月2日諮問)

イ 令和4年度長野市の保育所等保育料(利用者負担)の見直しについて

(3福政第 84 号令和3年4月21日諮問)

5 その他

6 閉 会

4 議事

(1) 副委員長選出

長野市身体障害者福祉協会理事長 小林和夫委員を副委員長に選出

(2) 答申事項

ア 第四次長野市地域福祉計画について

地域福祉専門分科会長から、資料 No 1 のとおり審議結果について報告があった。

■ 質疑応答 ■

< 委員 >

別紙1 計画の概要資料9ページの計画指標一覧 NO.6の「産業や宗教」の記載があるが、3-2の指標を見た時に、どういう意味を持つのか、関係がよく分からない。

計画本編31ページの「担当部署 社会福祉協議会」のところに、小地域の地域福祉推進拠点の整備とあるが、具体的イメージを教えてください。

計画本編38ページから41ページの「新しい事業」で、「参加支援事業」と出ているが、まいさぼ長野市が担うのかと考えている。まいさぼ長野市は現在激務である。もともと大

変だったところへ、コロナ禍により、生活困窮者、また、その他、生活に困り事を抱えた方からの相談がある。そこへ今回の計画、新事業が入ってくることになる。また、計画がうまく機能し始めて、様々な相談が吸い上げられて、つないだ先が最終的に、まいさぼ長野市と社会福祉協議会に(相談等が)いってしまう。今の体制では無理なのではないか。どうやっていくのか、市或いは社会福祉協議会側で考えがあればお聞かせいただきたい。

(第四次長野市地域福祉計画策定市民企画) 作業部会からの意見でヤングケアラーを入れていただいた。そこは良かったと思うが、どこが担当されてどのように進めていくのか。

<事務局>

三番目の質問について。計画本編 38~41 ページに長野市版重層的支援体制整備とあるが、これは国で制度設計している事業である。

結論から申し上げると最終的につながる(支援)先は、まいさぼ長野市、社協だけではない。「参加支援事業」は、金銭面で困窮してはいないが、引きこもりの方の社会参加の道を考える、あるいは、「障害」といったカテゴリにあてはまらないが「問題を抱えている方」のサポート等、既存の制度をまたいだ支援事業について社会福祉法人等に参加いただくものである。

この中でキーになるのが「多機関協働」であり、関係機関による協働の取り組みである。最終的につながる先(支援関係者)は、まいさぼ長野市や社社会福祉協議会だけではない仕組みになっている。

福祉には、高齢者、児童、障害者、生活困窮者という4つの分野が重なり合うが、既存の制度から漏れてしまう、あるいは複合、複雑化している課題を抱える世帯がある中で、市や社会福祉協議会だけでは解決できない事案がある。こうした案件について、まいさぼ長野市の役割については、相談者が自立に至るまでのプランを作成し、伴走型で生活困窮者への支援を行うということになる。

まいさぼ長野市はコロナ対応の関係もあり、非常に逼迫しているのは承知しているので、市もサポートしていく。

<事務局>

ヤングケアラーは顕在化しているというより、潜在的な問題である。家事や家族の世話などを押し付けられている子どもがいることは、大きな問題だと認識している。小学校低学年以下は面倒をみてもらう側で、小学校高学年や中高生が、親や祖父母、きょうだいの面倒をみる側になる。

昨年、小5、中2、高2相当の子がいる世帯に行った(子どもの生活実態把握のための)アンケート調査の結果から実態が見えてくる部分もあり、定時制高校に行ったヒアリングでもそういった生徒がいることは承知しているとのことであった。

ヤングケアラーそのものというより、学業に支障が出たり、将来の足かせになり夢をあき

らめるような事態になってしまっていることが問題である。昨年、県教委が実態把握のために高校生を対象にアンケートを実施している。本市でも、義務教育の小中学生に関しては教育委員会で対応していく予定である。

まずは、声をあげられる、悩みを吐き出せるような相談支援の窓口をつくっていくことを含め、ヤングケアラーについて周知を図っていききたい。4月から設置する子ども総合支援センターでも、子どもの悩みを聞く中でそういった相談を支援につなげていききたいと考えている。

計画本編 33 ページの小地域の地域福祉拠点整備は、他ページにあるサロン事業や縁側サロンといった物的なものをはじめ、人育ても含めて、拠点整備として実施していく。最初の質問について、別紙 1 概要資料 9 ページだが、申し訳ないが「宗教」という文字は誤字であり削除していただき、「産業や支援機関や各資源」というように修正をお願いしたい。

<委員>

障害者法定雇用率について、記載がないように思うが。

<事務局>

障害者の法定雇用率は障害者の計画の中で記載がある。地域福祉計画については各分野の計画の共通事項を定めたものである。

<事務局>

計画本編 26 ページに「地域福祉推進の地盤強化として、本市には住民自治協議会に地域福祉ワーカーを配置し、地域福祉を推進」とあるが、現状は地域福祉ワーカーを複数配置しているのか。

別紙 1 の概要資料 9 ページの 3 にコミュニティ・ソーシャルワーカーの配置人数、目標値 7 人とあるが地域福祉ワーカーとの関係をどのようにイメージされているかを教えてほしい。地域福祉ワーカーは大変だと思うが、ワーカーを増やす計画はあるか。

<事務局>

第四地区を除く地区に地域福祉ワーカーを全部で 48 名配置している。地域福祉ワーカーは生活支援体制整備コーディネーターを兼ねており、配置していただいた地区に補助金を支出している。金額の算定基準については、篠ノ井は 2 人、その他は 1 人となっている。補助金の位置づけは(各地区) 1 名ないし 2 人雇用ということだが、半日あるいは曜日交替で計 2 人というところもある。地域ごとの現状に基づいて雇用していただいている。

地域福祉ワーカーの負担感が増しているという声があるため、市社会福祉協議会では先ほどのコミュニティ・ソーシャルワーカー 2 人の配置を検討しており、コミュニティ・

ソーシャルワーカーは地域の最前線で活動いただいている地域福祉ワーカーの後方支援をしていくことを考えている。

<委員>

時間がないので、質問ではなく何点か提案させていただく。概要ではなく計画本編のページから、何点かお願いしたい。

10 ページの「目指す将来像」の「自分らしく生き生きと暮らしていけるようになることを目指していきます」という結びがよい。計画後半に出てくる「目指す将来像」というところは現況を書いているような気がする。精査検討を提案したい。

14 ページの地域福祉推進に関する地域福祉圏域の図がある。この圏域単位はものすごく重要であり、地域毎に何をやるかということは重要だと思う。例えば、住民自治協議会単位とはいくつあるのか、第三次計画では、住民自治協議会が 32、行政連絡区単位は 478 と記載されており、単位や数で、イメージしやすい体裁となっていた。第四次計画だとかなり細かい説明事項があるが単位がわからない。また、14 ページの図と 15 ページの表は配置を逆にしたほうがわかりやすいのではないか。工夫検討してほしい。また、計画の中ほどに「コミュニティ・ソーシャルワーカーの住民自治協の 7 ブロックに設置する」とあるので、このブロック単位に配置するという点についても 14 ページの図に入れ込んだほうがよい。

17 ページに、地域福祉ワーカーとたすけあい事業コーディネーターの役割の表があるが、コミュニティ・ソーシャルワーカーの役割を明記してほしい。

20 ページの下から 7 行目にある、「市社会福祉協議会に R 4 に 2 名設置を具体的に検討する」というのは文章的にありえない。R 4 年度はもう予算化は進められている。

21 ページ「②住民自治協議会の負担の軽減」について、地域福祉ワーカーは社協が雇用するという前提ではなくて、住民自治協議会の意向をきちんと聞きながら考えていくべきだと思う。

26 ページからの文章の書き方が、ただ現状を書いている感じになっている。

最初に言ったところだが、書き方を検討していただきたい。目指す姿が「地域福祉の推進に主体的に参画する体制が整っています」ということであれば、「目指す姿はもう既に整った」となり、目指す姿とは違う。

27 ページ以降、事業の担当部署が書いてある。冒頭の説明で、地域福祉計画は社会福祉協議会の計画を兼ねると説明いただいたが、「社協」は市役所の担当部署ではないということ、社会福祉法人であり営利法人ではなく公益法人だが、担当部署ということであれば括弧書きで表記すべきではないかと。はっきりさせておいたほうがよいと考えるため、検討を提案する。

62 ページの「イ 地域連携ネットワーク協議会」に弁護士、司法書士とあるが、このあとに社会福祉士を追加することを提案する。64 ページのイメージ図にあわせるほうが

よい、弁護士会、司法書士会、社会福祉会という専門職の三士会が明文化されている、これば全国共通で使われているため。

67 ページの再犯防止推進計画について、章立ては非常に素晴らしいと思う。県の再犯防止計画を見ると、長野県社会福祉会は県から委託され、地域生活定着支援センターで出所者支援、被疑者の入口支援というところを今やっている。長野市の本計画にも地域生活定着支援センターとの連携とか、被疑者の入口支援の部分でいえば県の弁護士会とか、非常に司法関係との連携が必要であるため、そういうところの面で入れていただいたほうが良いかと思う。

以上、長くなりましたが質問ではありませんので、素晴らしい計画になりますよう、検討いただきたい。

<事務局>

多岐に渡った意見をいただき、感謝する。御意見については、参考にさせていただきたい。また後日最終的に計画がまとまりましたらお送りさせていただくということでお願いしたい。

イ 令和4年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

児童福祉専門分科会長から、資料 No 2 のとおり審議結果について報告があった。

■ 質疑応答 ■

なし

5 その他

なし

6 閉 会